# 契約 書

依頼者(以下「甲」という)と、弁理士榎 一(以下「乙」という)とは、乙が甲の委任を受けた代理人として、特許、実用新案、 意匠もしくは商標の業務を行なうにつき、次のとおり契約する。

## 第1条 (本契約書の適用)

本契約書は、甲が乙に依頼する特許、実用新案、意匠及び商標の業務のすべてに適用する。

#### 第2条 (業務の依頼及び遂行)

甲は、乙に対して業務の依頼をするものとし、乙は依頼の趣旨を遵守して業務を遂行するものとする。

2. 乙が、出願関係書類、補正書、意見書等の原稿を作成したときは、特別の場合を除き甲の意見を徴するものとする。

#### 第3条 (甲の指示)

乙による業務の遂行に当たって、乙は、必要な事項について甲に追加の指示を求めることができる。乙による追加の指示の 回答期限までに、甲から指示がなされなかった場合、乙は、それ以降の乙の業務の遂行を停止することができる。

#### 第4条(連絡)

乙は出願業務等に関し特許庁等から通知を受けたときは、速やかに甲に連絡するものとする。

#### 第5条 (手数料及び謝金)

本業務の手数料及び謝金については、別に定めるところによる。

- 乙は、手数料及び謝金が発生した場合に甲に請求し、甲は乙に対し請求月の翌月末までにこれを支払うものとする。
- 3. 前項の手数料等の支払いがなされなかった場合、乙は、それ以降の乙の業務の遂行を停止することができる。

#### 第6条(キャンセル規定)

乙の業務が開始する前に甲が乙に対して依頼を取り消す場合、乙は甲に対して費用の支払いを求めないものとする。

2. 乙の業務が開始した後に甲が乙に対して甲の依頼を取り消す場合、乙は、その時点の成果物を甲に納品すると共にその成果物作成の対価を甲に請求するものとし、甲は乙にその対価を支払わなければならない。

#### 第7条 (秘密保持)

甲および乙は、本業務を遂行する上で知り得た相手方の技術上、営業上、業務遂行上の情報を一切第三者に漏洩してはならないものとする。

# 第8条 (資料の保管及び返還)

乙は甲から提供を受けた資料等は、秘密裏に保管するものとする。

2. 乙は甲から提供を受けた資料は出願などの当該業務が完了した後、甲の求めに応じて甲に返還するものとする。

## 第9条 (連絡手段の確保)

甲または乙は、その本店、居所、住所を変更した際には、速やかにその旨を相手方に通知するものとする。

2. 甲から乙への前項の通知がなかった場合、それ以降の甲からの委託案件に関する乙の特許庁への手続の懈怠については、乙の責を問われないものとする。

## 第10条 (有効期間)

本契約書の有効期間は、 年 月 日から1年間とし、この期間満了前に、甲・乙いずれからも解約の申し出がない場合は、有効期間を1年間自動延長し、以後これにならうものとする。

2. 第7条の規定(秘密保持)については、前項の規定にかかわらず、解約または期間満了による終了後も10年間有効とする。 第11条 (協議)

本契約書に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上解決に当たることとする。

※本契約締結の証として署名の上、契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

年 月 日

## 甲(個人名、または法人名及び代表者名)

# 乙(はじめ国際特許事務所 弁理士 榎 一)

# 契約 書

依頼者(以下「甲」という)と、弁理士榎 一(以下「乙」という)とは、乙が甲の委任を受けた代理人として、特許、実用新案、 意匠もしくは商標の業務を行なうにつき、次のとおり契約する。

# 第1条 (本契約書の適用)

本契約書は、甲が乙に依頼する特許、実用新案、意匠及び商標の業務のすべてに適用する。

#### 第2条 (業務の依頼及び遂行)

甲は、乙に対して業務の依頼をするものとし、乙は依頼の趣旨を遵守して業務を遂行するものとする。

2. 乙が、出願関係書類、補正書、意見書等の原稿を作成したときは、特別の場合を除き甲の意見を徴するものとする。

#### 第3条 (甲の指示)

乙による業務の遂行に当たって、乙は、必要な事項について甲に追加の指示を求めることができる。乙による追加の指示の 回答期限までに、甲から指示がなされなかった場合、乙は、それ以降の乙の業務の遂行を停止することができる。

#### 第4条(連絡)

乙は出願業務等に関し特許庁等から通知を受けたときは、速やかに甲に連絡するものとする。

#### 第5条 (手数料及び謝金)

本業務の手数料及び謝金については、別に定めるところによる。

- 乙は、手数料及び謝金が発生した場合に甲に請求し、甲は乙に対し請求月の翌月末までにこれを支払うものとする。
- 3. 前項の手数料等の支払いがなされなかった場合、乙は、それ以降の乙の業務の遂行を停止することができる。

#### 第6条(キャンセル規定)

乙の業務が開始する前に甲が乙に対して依頼を取り消す場合、乙は甲に対して費用の支払いを求めないものとする。

2. 乙の業務が開始した後に甲が乙に対して甲の依頼を取り消す場合、乙は、その時点の成果物を甲に納品すると共にその成果物作成の対価を甲に請求するものとし、甲は乙にその対価を支払わなければならない。

#### 第7条 (秘密保持)

甲および乙は、本業務を遂行する上で知り得た相手方の技術上、営業上、業務遂行上の情報を一切第三者に漏洩してはならないものとする。

# 第8条 (資料の保管及び返還)

乙は甲から提供を受けた資料等は、秘密裏に保管するものとする。

2. 乙は甲から提供を受けた資料は出願などの当該業務が完了した後、甲の求めに応じて甲に返還するものとする。

## 第9条 (連絡手段の確保)

甲または乙は、その本店、居所、住所を変更した際には、速やかにその旨を相手方に通知するものとする。

2. 甲から乙への前項の通知がなかった場合、それ以降の甲からの委託案件に関する乙の特許庁への手続の懈怠については、乙の責を問われないものとする。

# 第10条 (有効期間)

本契約書の有効期間は、 年 月 日から1年間とし、この期間満了前に、甲・乙いずれからも解約の申し出がない場合は、有効期間を1年間自動延長し、以後これにならうものとする。

2. 第7条の規定(秘密保持)については、前項の規定にかかわらず、解約または期間満了による終了後も10年間有効とする。 第11条 (協議)

本契約書に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上解決に当たることとする。

※本契約締結の証として署名の上、契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

年 月 日

## 甲(個人名、または法人名及び代表者名)

# 乙(はじめ国際特許事務所 弁理士 榎 一)

# 包括委任状

西曆 年 月 日

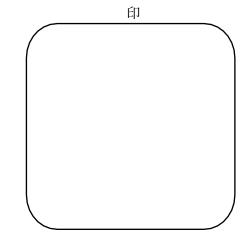
私は、識別番号 100210804(弁理士) 榎 一 氏 をもって、代理人として下記事項を委任します。

記

- 1. すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防 護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
- 1. すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
- 1. すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
- 1. すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
- 1. すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1. すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1. すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1. すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更
- 1. すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1. すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ
- 1. すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
- 1. すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1. すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1. すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
- 1. すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1. すべての他人の特許に関する特許異議の申立て及びこれらの取下げ
- 1. すべての他人の商標(防護標章)登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
- 1. すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1. 上記手続に関する復代理人の選任及び解任
- 1. すべての国際出願に関する一切の件

住 所(居 所)

氏名(名称) (代表者)



(注1)法人は代表者印と認められる印/個人は認印を押印。(方式審査便覧 11.21) (注2)過去に特許庁に手続した印があれば、同じ印を押印ください。 (注3)過去の特許庁手続と異なる印をお使いになる場合は。ご相談ください。

# 委 任 状

西曆 年 月 日

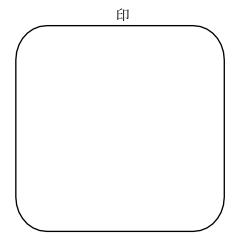
私は、識別番号 100210804(弁理士) 榎 一 氏 をもって、代理人として下記事項を委任します。

記

- 1. 特願 号(以下「本件出願」という)に関する手続並びに本件出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
- 1. 本件出願から実用新案登録出願への変更
- 1. 本件出願から意匠登録出願への変更
- 1. 本件出願に基づく特許法第41条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1. 本件出願に基づく特許権に関する手続並びに本特許権の放棄並びにこれらの手続の取下げ
- 1. 本件出願に関する出願公開の請求
- 1. 本件出願に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1. 本件出願に係る特許に対する特許異議の申立てに関する手続
- 1. 本件出願に係る特許、及び特許権の存続期間の延長登録に対する無効審判の請求に関する手続
- 1. 本件出願に係る特許権に関する訂正の審判の請求
- 1. 上記手続に関する請求の取下げ、申請の取下げ又は申立ての取下げ
- 1. 上記手続に関して行政不服審査法に基づく諸手続をなすこと
- 1. 上記手続に関する復代理人の選任及び解任

住 所(居 所)

氏 名(名 称) (代表者)



(注1)法人は代表者印と認められる印/個人は認印を押印。(方式審査便覧 11.21) (注2)過去に特許庁に手続した印があれば、同じ印を押印ください。 (注3)過去の特許庁手続と異なる印をお使いになる場合は。ご相談ください。